



## 中小企業発展条例の改正 – 租税優遇の延長及び範囲拡大

施行期限が2024年5月19日とされていた《中小企業発展条例》(以下、本条例)における研究開発投資税額控除、知的財産権の現物出資による株式取得に対する課税の繰延、従業員の新規雇用と給与引上に関する追加控除等の租税優遇について、經濟部が改正草案を制定し、立法院が2024年7月12日に可決しました。本条例の主要な改正内容は以下の通りです。

### 一、研究開発投資税額控除(第2条、第35条、第40条)

今回の改正は、《有限責任組合法》の制定に応じて、《産業革新条例》第10条を参考にし、第2条に称する「中小企業」の範囲を「有限責任組合」まで拡大するほか、第35条において「有限責任組合事業」も研究開発投資税額控除の適用対象として追加しています。施行期間は2024年1月1日(遡及)から2033年12月31日まで。

### 二、従業員の新規雇用と給与引上に関する追加控除(第36条の2、第40条)

経済景気が一定の状況に達した時から適用できるという開始基準の規定及び増資又は新設資本額の適用基準の要件が削除されました。

修正内容は次の通りです。

#### (一) 従業員の新規雇用に関する追加控除

当該新規雇用台湾国籍従業員の年齢が24歳以下又は65歳以上の場合は給与の100%追加控除ができます。改正前の規定では、条件が一定人数の24歳以下の台湾国籍従業員を新規雇用する場合であり、その追加控除が50%でした。

#### (二) 給与引上に関する追加控除

法定基本給与の調整による台湾国籍の非管理職従業員の給与引上げ以外の要因で給与を上げた場合、引上げ給与費用の追加控除率が30%から75%に上げられました。

#### (三) 施行期間

2024年1月1日(遡及)から2033年12月31日まで。

### 三、知的財産権の現物出資による株式取得に対する課税の繰延(第40条)

施行期間が2033年12月31日まで延長されます。租税優遇内容は改正はありません。

### 四、租税優遇の重複適用の禁止(第36条の3)

その他の法律により租税優遇を適用している場合、当該同一事項に対して本条例に定める租税優遇を重複して適用することはできません。即ち、同一事項が本条例に定める複数の租税優遇要件を同時に満たす場合は、重複して適用することができず、どちらかの適用を選択しなければなりません。

65歳以上の従業員も追加されています。さらに、その追加控除率が100%まで引き上げられています。また、給与引上に関する追加控除率も75%まで引き上げられています。これにより、企業の高齢者従業員の雇用と給与の引上意欲の向上を図っています。

三、「従業員の新規雇用に関する追加控除」と「給与引上に関する追加控除」は2024年1月1日に遡って適用されます。但し、重複適用は禁止されていますので、企業は事前に関連書類を用意し、最適な租税措置を評価した上で選定・適用するようご検討ください。

## KPMGの見解

経済部は本条例の改正に応じて、財政部と共同で本条例の関連細則を改正しました。本条例の改正について、KPMGの見解は以下の通りです。

- 一、本条例36条の2における中小企業従業員の新規雇用と給与引上に関する追加控除の租税優遇について、改正前は、「経済景気が一定の状況に達した時から適用できる」と規定されており、またその関連細則に規定された適用要件として、失業率が6ヵ月連続で3.78%に達するという高い基準があったため、当該租税優遇規定は実際には数年間しか適用されませんでした。今回の改正において、景気に関する適用基準のほか、増資資本額に関する基準要件も削除されました。これにより、租税優遇の適用が経常化され、より多くの中小企業の当該租税優遇の適用が可能となりました。
- 二、可決された本条例の内容では、従業員の新規雇用と給与引上に関する追加控除の限度額が共に改正前及び予告草案より増えています。また、「従業員の新規雇用に関する追加控除」の適用対象は現行の24歳以下の青年以外に

## 作者

税務投資部

パートナー 黄彦賓

副総経理 施淑惠



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomon@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

